

都市計画法第32条協議（同意）に係る手続き

1. 32条に関する申請手続き

1) 法第32条規定に基づく同意申請（従前の公共施設がある場合）

開発者は、開発区域内に従前の公共施設がある場合、または開発区域外にあって開発行為に関する工事により変更又は廃止されることとなる公共施設がある場合については、都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書、都市計画法第32条協議書に必要な書類を添付して、正本及び副本を作成し担当課へ提出するものとする。

2) 法第32条の規定に基づく協議申請（新たに公共施設を設置する場合）

開発者は、開発行為に関する工事により新たに公共施設を設置する場合は、都市計画法第32条協議書に必要な書類を添付して、正本及び副本を作成し各公共施設管理者となる担当課へ提出するものとする。

*開発許可申請書提出の際には、各公共施設管理者の同意・協議済書を添付のこと。

2. 公共施設に関する登記手続き

1) 従前の公共施設（里道・水路等）の表示・保存

開発者は、開発区域内に従前の公共施設（里道・水路等）がある場合は、開発工事が完了するまでに表示、保存登記等に必要な書類を作成し担当課へ提出するものとする。

2) 従前の公共施設（里道・水路等）の帰属

開発者は、開発区域内にある公共施設（里道・水路等）を32条同意（協議）により機能を廃止した場合は、嘱託登記に必要な書類を作成し担当課へ提出するものとする。登記完了後、登記完了書により開発者へ通知するものとする。

*従前の公共施設の交換については、完了公告日の翌日をもって開発者へ帰属されることから、登記手続きについては開発者によって行われるべきであるが、同意（協議）の実効性を確保するため公共施設管理者により登記手続きを行うものとする。この場合の登録免許税等については開発者の負担となる。また、嘱託登記依頼書の提出がない場合は、検査済証を交付しない。

3) 新たに設置される公共施設の帰属

開発者は、開発行為に関する工事により新たに公共施設を設置した場合は、工事完了後嘱託登記に必要な書類を作成し、都市計画課（開発部局）へ帰属申出書を提出するものとする。登記手続き完了後、開発者へ土地帰属通知書を交付するものとする。

*帰属申出書の提出がない場合は、検査済証を交付しない。

*所有権以外の権利は抹消のこと。

*帰属される公共施設の用途に地目変更されていること。（道路、避難通路：公衆用道路、ゴミ集積所、消防施設用地：雑種地、公園：公園、水路：用悪水路）